

国民健康保険制度について

保険医療助成課 ☎229-3160 📠229-5001

国民健康保険(以下「国保」)は、会社の健康保険(健康保険組合など)や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除いた全ての人が加入するものです。

国保で医療機関にかかると保険給付が受けられます

医療機関などでマイナ保険証(健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード)を提示してオンライン資格確認を利用するか、有効期間内の国民健康保険被保険者証(以下「保険証」)、または国民健康保険資格確認書(以下「資格確認書」)を提示すると、年齢などに応じた負担割合を支払うだけで、医療を受けることができます。

窓口で支払う自己負担割合



保険証の有効期限

現行の保険証は、有効期限が令和7年7月31日となっています。8月1日以降も国保に該当する人には、7月31日(木)までに「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します(申請は不要)。詳しくは、広報津7月号でお知らせします。



給付の対象となるもの

次の場合は、保険が適用されます。

- 診察、治療、薬や注射などの処置
- 入院、看護(入院時の食事代は別途必要)
- 在宅療養(かかりつけ医の訪問診療)
- 訪問看護(医師が必要と認めた場合)

保険適用される診療・治療などの医療の他に、次のような給付が受けられます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- 出産育児一時金
- 葬祭費
- 療養費
- 高額療養費
- 高額介護合算療養費



給付の対象とならないもの

次の場合は、保険が適用されませんので、ご注意ください。

- 病気とみなされない場合
美容整形、健康診断、予防接種など
- 他の保険が使用できる場合
仕事上のケガや病気(労災保険が適用されます)
- 国保の給付が制限されている場合
けんかや泥酔、自己の故意の犯罪行為や故意によるケガや病気、交通事故
- 特段の理由がなく、届け出期間(14日以内)に国保加入の届け出を行わず、届け出までの間に受診した場合